

令和3年4月12日

保護者様

京都市立銅駝美術工芸高等学校
校長　名和野 新吾

新型コロナ禍における新年度の教育活動上の留意点等について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本校では昨年度より、市内における新型コロナウイルスの感染状況も踏まえ、感染症防止対策の取組を徹底した上で、学校教育活動を進めてきたところです。今年度におきましても、引き続きより一層感染症防止対策を徹底した上で教育活動に取り組んでまいりますので、ご家庭におかれましても、お子様の健康状態の把握や健康と安全の確保にお取り組みいただきますよう、ご協力をよろしくお願ひいたします。

さて、昨年度は各種教育活動を進めるにあたり、本校生徒が下記のような事例に該当する場合は文部科学省の通知に従い、欠席の扱いとはせず出席停止の措置を取り、対応しておりました。今年度も引き続き同様の対応をしてまいりますが、令和3年3月24日付の「本市における出席停止等の取扱い」に基づき、今年度より別紙の様式の届をご提出いただきますようお願いいたします。下記に該当する事実が発生しました際は、まずはお電話にて学校にご連絡いただき、お子様の登校再開後、7日以内を目途に届出様式を担任にご提出ください。

なお、別紙の届出様式につきましては、本校ホームページからもダウンロードすることができます。

以下に、4月からの新年度の学校教育活動を実施するにあたっての教育活動上の留意点をお知らせします。なお、今後の京都府内の感染状況や国の動向等を踏まえ、以下の対応を変更する場合は改めて通知等をさせていただきます。

記

1 出席停止等の取扱いについて

「本市における出席停止等の取扱い」に基づき、下記に示した症状や状況があった場合、原則保護者から連絡をしていただき、所定の報告用紙の提出をもって出席停止等の扱いとさせていただきます。

なお、所定の用紙は、本校ホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、登校時に担任へ提出ください。

I	<ul style="list-style-type: none">・生徒の感染が判明した場合・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
II	<ul style="list-style-type: none">・生徒に発熱等の風邪の症状がみられるとき・感染がまん延している地域において、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるとき・医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒について、登校すべきでないと判断された場合(※1)・生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

I 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

II 「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合。

(※1) 主治医の見解を確認させていただいた上で、校長が判断させていただきます。

2 感染症等でやむを得ず学校に登校できない生徒の学習指導について

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない生徒（出席停止の指示等を行った場合）に対しては、保護者とも連携の上、生活習慣の維持や学習保障等の対策を行います。その際の学習指導は、オンラインを活用した課題配信や授業配信などを中心に行うことになります。また、登校時の放課後や長期休業期間中に補講等を行う場合もあります。

なお、ここで課す課題等は、今年度の授業計画を踏まえた課題であり、その成果を把握し評価に反映いたします。

3 新型コロナウイルス感染症防止対策について

これまでの対策と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、生徒に対して、学校生活における行動様式の確認と指導を行いますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。

◆特に継続的な健康観察の徹底について

- (1) 普段から、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣について、ご家族で、より一層の励行とご指導をお願いします。（やむを得ず臨時休業措置をとる場合においても、学校再開に向け、学習習慣の確立と規則正しい生活リズムを心がけてください。）
- (2) 毎日、ご家庭で検温、健康観察をお願いします。検温していない状態では教室に入室できません。検温を忘れた場合は、学校で検温してから教室に入室することになります。
- (3) 登校前に検温をし、発熱等風邪の症状や味覚・嗅覚に異常のある場合は、保護者から学校に欠席の連絡をしていただき、自宅で療養してください。
- (4) 登校後、学校において発熱等風邪の症状や体調不良が見られたときは、ご家庭に連絡し、保護者のお迎えをお願いしますのでご協力ください。
- (5) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校へ連絡してください。

学校電話番号：075-211-4984（原則平日の8時～19時対応）

- 生徒が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
 - 生徒に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
 - ご家族などが感染され、生徒や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた